

研修だより

矢島小学校

No.29

05.11.2

人権教育と道徳教育

引き続き、長尾彰夫氏の『学力保障と人権教育の再構築』（明治図書）から、道徳教育と人権教育の関連についてまとめてみます。

道徳教育 = 学習指導要領上の一領域である「道徳」においてなされる教育。
道徳教育の一部に人権教育が含まれている。

道徳教育としての人権教育を行う、そのプロセスや方法においても、たえず人権が尊重され、大切にされていなければならない。

「人権を通しての教育」は人権教育をめぐる難問のひとつである、と長尾氏は主張します。それは次の理由からです。

人権教育の大切さは誰でもが認めることである。これに異を唱え反対する者はいない。

それゆえに起こりうることとして、次の例を挙げています。われわれが最も、気を付け、陥らないように注意しなければならない点がこれだと思います。少し長くなりますが、非常に大事な点なので引用します。

極端に言えば、その授業や実践で子供が何を感じ、どう思っているかにおかまいなく、一方的に教師が、人権の大切さをまくしたて、それこそ注的に押しつけていくという人権教育であったとしても、それが人権の大切さを教えようとしている点での正しさのゆえに、その方法やプロセスが、いかに人権の尊重とかけ離れていたとしても、すべてが許されてしまうといったことがある。

こうした授業や実践のなかでは、教師が熱意にあふれ、勢い込めば勢い込むほど、子どもたちはしらけてしまい、建前的に「ハイハイ、わかりました」となっていく。そして、人権教育を受けなければ受けるほど、人権教育から遠ざかっていくという悲劇すら生まれかねないのである。

でも実際場面として、クラスで一刻も放置できないいじめや差別が発生することもあり得ます。そんな場合、たとえ注的だろうと強圧的だろうと、人権の大切さを理解させなければならないのは当然のことです。「難問」だという理由が、ここにあります。